

# 令和7年度版 個人タクシー実務必携

## 道路運送法施行規則

### 資料内の色分け

赤色 語群問題の抜き所

青色 ○×問題の関連文章

緑色 令和7年度改定部

## ○道路運送法施行規則 [抄]

### 第2章 旅客自動車運送事業

(法第3条第1号口の乗車定員)

第3条の2 法第3条第1号口の国土交通省令で定める乗車定員は、【11人】とする。

#### 02 道路運送法施行規則 0010

(事業計画)

第4条 法第5条第1項第3号の事業計画のうち路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 路線に関する次に掲げる事項

イ 起点及び終点の地名及び地番

ロ キロ程

ハ 主たる経過地

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにこれらのうち乗車定員11人未満の事業用自動車の数

四 自動車車庫の位置及び収容能力

五 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は車両総重量

六 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

七 自動運行旅客運送（自動運行装置（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第1項第20号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。）を当該自動運行装置に係る使用条件（同条第2項に規定する条件をいう。以下同じ。）で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行することによる旅客の運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係る第1号、第3号及び前号に掲げる事項

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に規定する協議会（次条第1項第2号から第6号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

一 路線

- 二 営業所及び停留所の位置及び名称
- 三 自動車車庫の位置
- 四 道路法（昭和 26 年法律第 180 号）による道路（種類を明示すること。）、自動車道及び一般交通の用に供する場所の別並びにその種別ごとのキロ程及び有効幅員並びに待避所の位置

五 縮尺及び方位

- 六 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係る第 1 号に掲げる事項

3 法第 5 条第 1 項第 3 号の事業計画のうち路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 路線に関する次に掲げる事項

イ 起点及び終点の地名及び地番

ロ キロ程

ハ 主たる経過地

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員 11 人未満の事業用自動車の数

四 自動車車庫の位置及び収容能力

五 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は車両総重量

六 運行系統

七 乗降地点の名称及び位置並びに乗降地点間のキロ程

八 運行系統ごとの発地の発車時刻又は着地の到着時刻を定める場合にあっては、当該発車時刻又は到着時刻

九 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係る第 1 号、第 3 号及び前 3 号に掲げる事項

4 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。

この場合においては、第 2 項ただし書きの規定を準用する。

一 路線

二 営業所及び乗降地点の位置及び名称

三 自動車車庫の位置

四 運行系統

五 道路法による道路（種類を明示すること。）、自動車道及び一般交通の用に供する場所の別並びにその種別ごとのキロ程及び有効幅員並びに待避所の位置

六 縮尺及び方位

七 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係る第 1 号

及び第4号に掲げる事項

5 法第5条第1項第3号の事業計画のうち区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 営業区域
- 二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
- 三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員11人未満の事業用自動車の数
- 四 自動車車庫の位置及び収容能力
- 五 運送の区間
- 六 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間
- 七 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係る第1号、第3号及び前2号に掲げる事項

6 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した図面を添付するものとする。この場合においては、第2項ただし書きの規定を準用する。

- 一 営業区域
- 二 営業所並びに発地及び着地の位置及び名称
- 三 自動車車庫の位置
- 四 縮尺及び方位
- 五 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係る第1号に掲げる事項

7 法第5条第1項第3号の事業計画のうち一般貸切旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 営業区域
- 二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
- 三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数
- 四 自動車車庫の位置及び収容能力
- 五 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係る第1号及び第3号に掲げる事項

8 法第5条第1項第3号の【事業計画】のうち【一般乗用旅客】自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 【営業区域】
- 二 主たる【事務所】及び【営業所】の【名称及び位置】
- 三 【営業所】ごとに配置する【事業用自動車の数】並びに【その種別ごとの数】及び【地方運輸局長】が指定する地域にあっては国土交通大臣が定める【区分ごとの数】
- 四 自動車【車庫】の【位置】及び【収容能力】
- 五 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係る第1号

及び第 3 号に掲げる事項

## 02 道路運送法施行規則 0020

(営業区域)

第 5 条 法第 5 条第 1 項第 3 号の【営業区域】は、【輸送の安全】、【旅客の利便等】を【勘案】して、【地方運輸局長】が定める【区域】を【単位】とするものとする。

## 02 道路運送法施行規則 0030

(申請書に添付する書類)

第 6 条 法第 5 条第 2 項の書類は、次に掲げるものとする。

- 一 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書面
- 二 事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面
- 三 事業用自動車の【乗務員等】(旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 31 年運輸省令第 44 号)第 7 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する乗務員等をいう。)の【休憩】、【仮眠又は睡眠】のための施設の概要を記載した書面
- 四 事業用自動車の【運行】により生じた【旅客】その他の者の【生命】、【身体又は財産】の【損害を賠償】するための【措置】を講じていることを【証する書類】
- 五 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者にあっては、次に掲げる事項に関し、輸送の安全を確保するために、その者が行う投資の内容を定めた計画(以下「安全投資計画」という。)を記載した書類
  - イ 輸送に係る安全管理体制の確保に関する事項
  - ロ 事業用自動車の取得並びに点検及び整備に関する事項
  - ハ その他投資の内容として必要な事項
- 六 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者にあっては、安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有することを証する事業収支見積を記載した書類
- 七 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者であって、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運行しようとするものにあつては、その旨を記載した書面
- 八 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- 九 特定自動運行旅客運送(特定自動運行(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 17 号の 2 に規定する特定自動運行をいう。)による旅客の運送をいう。以下同じ。)を行おうとする場合にあつては、当該特定自動運行旅客運送に係る同法第 75 条の 12 第 2 項に規定する申請書の写しその他の同条第 1 項の許可の見込みに関する書類
- 十 既存の法人にあっては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 最近の事業年度における貸借対照表

ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書

十一 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類

イ 定款（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 30 条第 1 項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ハ 設立しようとする法人が株式会社であるときは、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類

十二 法人格なき組合にあつては、次に掲げる書類

イ 組合契約書の写し

ロ 組合員の資産目録

ハ 組合員の履歴書

十三 個人にあつては、次に掲げる書類

イ **【資産目録】**

ロ **【戸籍抄本】**

ハ **【履歴書】**

十四 法第 7 条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

2 法第 4 条の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、前項各号に掲げる書類について、第 9 条の 2 に規定する地域公共交通会議等における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

3 法第 8 条第 1 項の一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新を受けようとする者は、第 1 項第 2 号及び第 10 号から第 13 号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

4 法第 4 条の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運行しようとする場合には、第 1 項第 3 号に掲げる書類の添付を【省略】することができる。

5 法第 4 条の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、申請書に第 15 条の 12 の運行計画と同一の内容を記載した書面を添付したときは、法第 15 条の 3 第 1 項の規定による運行計画の届出がなされたものとみなす。

02 道路運送法施行規則 0040

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の認可申請）

第 10 条の 3 法第 9 条の 3 第 1 項の規定により、**【一般乗用旅客】**自動車運送事業の**【運賃及等】**の**【設定】**又は**【変更】**の**【認可】**を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した**【運賃等】**設定（変更）認可申請書を提出するものとする。

一 **【氏名】**又は**【名称】**及び**【住所】**並びに法人にあつては、その**【代表者の氏名】**

- 二 【設定又は変更】しようとする【運賃等】を適用する【営業区域】
- 三 【設定】又は【変更】しようとする【運賃等】の【種類】、額及び【適用方法】（【変更】の【認可申請】の場合は、【新旧】の【運賃等】（変更に係る部分に限る。）を【明示】すること。
- 四 【変更】の【認可申請】の場合は、【変更】を必要とする【理由】
  - 2 前項の申請書には、【原価計算書】その他【運賃等】の額の【算出の基礎】を記載した書類を【添付】するものとする。
  - 3 申請する【運賃等】が【地方運輸局長】が前項の書類の【添付】の必要がないと認める場合として【公示】したものに該当するときは、同項の書類の【一部又は全部の添付】を【省略】することができる。

## 02 道路運送法施行規則 0050

（一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出）

第10条の4 法第9条の3第1項の【国土交通省令】で定める【料金】は、【時間指定配車料金】及び【車両指定配車料金】とする。

2 法第9条の3第5項の規定により【料金】の【設定又は変更】の【届出】をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

- 一 【氏名】又は【名称】及び【住所】並びに法人にあっては、その【代表者の氏名】
- 二 【設定又は変更】しようとする【料金】を適用する【営業区域】
- 三 【設定又は変更】しようとする【料金】の【種類】、【額】及び【適用方法】（変更の届出の場合は、【新旧の料金】（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
- 四 【実施予定日】

## 02 道路運送法施行規則 0060

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の届出）

第10条の5 法第9条の3第3項の規定により【運賃等】の【設定又は変更】の【届出】をしようとする者は、当該【運賃等】の実施予定日の【30日】前までに、次に掲げる事項を【記載】した【運賃等設定（変更）届出書】を提出するものとする。

- 一 【氏名又は名称】及び住所並びに法人にあっては、その【代表者の氏名】
  - 二 【設定又は変更】しようとする【運賃等】を【適用】する【営業区域】
  - 三 【設定又は変更】しようとする【運賃等】の【種類】、【額】及び【適用方法】（【変更】の届出の場合には、【新旧の運賃等】（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
  - 四 適用する【期間】又は【区域その他の条件】を付す場合には、その【条件】
  - 五 【実施予定日】
- 2 前項の届出書には、当該届出に係る【運賃等】について法第9条の3第3項に規定する協議会において協議が調っていることを証する【書類】を【添付】するものとする。

3 次に掲げる場合には、第1項中「当該運賃等の実施予定日の【30日】前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 当該区域について他の一般乗用旅客自動車運送事業者が現に【適用】している【運賃等】と【同一】の【運賃等】の【設定又は変更】の【届出】をする場合

二 前号に掲げる場合のほか、法第9条の3第6項において準用する法第9条第7項第2号又は第3号に該当しないものとして【地方運輸局長】が必要がないと認めたとき。

#### 02 道路運送法施行規則 0070

(運送約款の認可申請)

第11条 法第11条第1項の規定により、【一般旅客自動車運送事業】の【運送約款】の【設定又は変更】の【認可】を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した【運送約款設定(変更)認可申請書】を【提出】するものとする。

一 【氏名又は名称】及び【住所】並びに【法人】にあつては、その【代表者の氏名】

二 【事業の種別】

三 【設定又は変更】しようとする【運送約款】(【変更】の【認可申請】の場合は、【新旧の運送約款】(【変更】に係る部分に限る。)を【明示】すること。)

四 【変更】の【認可申請】の場合は、変更を必要とする【理由】

#### 02 道路運送法施行規則 0080

(運送約款の記載事項)

第12条 法第11条第1項の規定による【一般旅客】自動車運送事業の【運送約款】に定める事項は次のとおりとする。

一 【事業の種別】

二 【運賃及び料金】の【收受又は払戻し】に関する事項

三 【運送の引受け】に関する事項

四 【運送責任】の【始期及び終期】

五 【免責】に関する事項

六 【損害賠償】に関する事項

七 【その他運送約款】の【内容】として【必要な事項】

#### 02 道路運送法施行規則 0090

(事業計画の変更の認可申請)

第14条 法第15条第1項の規定により、【一般旅客自動車運送事業】の【事業計画】の【変更】の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更認可申請書を提出するものとする。

一 【氏名又は名称】及び【住所】並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 【事業の種別】

三 【変更】しようとする事項（書類及び図面により新旧の事業計画（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

2 前項の申請書には、第6条第1項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第4条第2項ただし書きの規定を準用する。

3 国土交通大臣（事業計画の変更の認可の権限が地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長）は、申請者に対し、前2項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

02 道路運送法施行規則 0100

（事業計画の変更の届出等）

第15条 法第15条第3項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事業の種別（運行の態様の別を含む。）に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業次に掲げる事項

イ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数（自動車車庫の収容能力の増加を伴う事業用自動車の数の増加に係るものを除く。以下この項において同じ。）並びにその常用車及び予備車の別の数並びにこれらのうち乗車定員11人未満の事業用自動車の数

ロ 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は車両総重量（これらのうち事業用自動車の長さ、幅、高さ又は車両総重量の増加を伴う事項を除く。）

ハ 自動運行旅客運送を行う場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係るイに掲げる事項

二 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業次に掲げる事項

イ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員11人未満の事業用自動車の数

ロ 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は車両総重量（これらのうち事業用自動車の長さ、幅、高さ又は車両総重量の増加を伴う事項を除く。）

ハ 運行系統

二 発地の発車時刻又は着地の到着時刻

ホ自動運行旅客運送を行う場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係るイ、ハ及び二に掲げる事項

三 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業次に掲げる事項

イ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員11人未満の事業用自

## 動車の数

- ロ 運送の区間
- ハ 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間
- ニ 自動運行旅客運送を行う場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係るイからハまでに掲げる事項
- 四 一般貸切旅客自動車運送事業次に掲げる事項
  - イ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数
  - ロ 自動運行旅客運送を行う場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係るイに掲げる事項
- 五 一般乗用旅客自動車運送事業次に掲げる事項
  - イ 【営業所】ごとに配置する【事業用自動車】の数並びにその【種別】ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数

ロ 自動運行旅客運送を行う場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係るイに掲げる事項

2 前条の規定は、法第 15 条第 3 項の届出について準用する。この場合において、前条第 1 項中「事業計画変更認可申請書」とあるのは「事業計画変更事前届出書」と、同条第 2 項中「申請書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。

第 15 条の 2 法第 15 条第 4 項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

- 一 主たる事務所の名称及び位置
- 二 営業所について、イから二までに掲げる事業の種別（運行の態様の別を含む。）に応じ、それぞれイから二までに定める事項
  - イ 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業名称及び位置
  - ロ 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業名称及び位置（営業区域内における位置であって、新設、変更又は当該営業区域内に他の営業所が存する場合における廃止に係るものに限る。）

ハ 一般貸切旅客自動車運送事業 名称

ニ 一般乗用旅客自動車運送事業名称及び位置（営業区域内における位置であって、新設、変更又は当該営業区域内に他の営業所が存する場合における廃止に係るものに限る。）

三 停留所又は乗降地点の名称及び位置並びに停留所間又は乗降地点間のキロ程

2 第 14 条の規定は、法第 15 条第 4 項の届出について準用する。この場合において、第 14 条第 1 項中「事業計画変更認可申請書」とあるのは「事業計画変更事後届出書」と、同条第 2 項中「申請書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。

## 02 道路運送法施行規則 0110

（事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略）

第 15 条の 3 法第 19 条第 1 項の認可、一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可又

は事業の譲渡及び譲受、合併、分割若しくは相続による事業継続の認可を申請しようとする者は、それらの許可又は認可に伴って事業計画の変更（法第 15 条の 2 第 1 項の届出に係る事業計画の変更にあつては、同項の国土交通省令で定める場合における事業計画の変更に限る。）をしようとするときは、当該許可又は認可の申請書に変更しようとする事項を記載した書類（書類及び図面により新旧の事業計画（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）を添付することにより、事業計画の変更の認可又は届出に関する手続を省略することができる。

## 02 道路運送法施行規則 0120

（事業の譲渡及び譲受の認可申請）

第 22 条 法第 36 条第 1 項の規定により、【一般旅客】自動車運送事業の譲渡及び譲受の【認可】を申請しようとする者は、次に掲げる事項を【記載】した事業の【譲渡譲受認可申請書】を提出するものとする。

一 譲渡人及び譲受人の【氏名又は名称】及び【住所】並びに法人にあつては、その【代表者の氏名】

二 【事業の種別】

三 譲渡及び譲受をしようとする事業の【種別】及び【路線】又は【営業区域】

四 【譲渡価格】

五 譲渡及び譲受をしようとする【時期】

六 譲渡及び譲受を必要とする【理由】

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 【譲渡譲受契約書の写し】

二 譲渡及び【譲受価格の明細書】

三 譲受人が現に【一般旅客】自動車運送事業を【経営】する者でないときは、第 6 条第 1 項第 10 号から第 13 号までのいずれかに規定する書類

四 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る譲渡及び譲受にあつては、路線図

3 国土交通大臣（事業の譲渡及び譲受の認可の権限が【地方運輸局長】に委任されている場合にあつては、【地方運輸局長】）は、申請者に対し、前 2 項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

## 02 道路運送法施行規則 0130

（相続による事業継続の認可申請）

第 24 条 法第 37 条第 1 項の規定により、一般旅客自動車運送事業の相続による継続の認可を申請しようとする相続人は、次に掲げる事項を記載した事業の継続認可申請書を提出するものとする。

- 一 【氏名】、【住所】及び被相続人との【続柄】
  - 二 【被相続人】の【氏名及び住所】
  - 三 【継続】して経営しようとする被相続人の【事業の種別】及び路線又は【営業区域】
  - 四 相続開始の【時期】
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 申請者と被相続人との【続柄を証する】書類
  - 二 申請者の履歴書及び【資産目録】
  - 三 申請者以外に【相続人】があるときは、その者の【氏名及び住所】を記載した書面並びに当該申請に対する【同意書】
- 3 第22条第3項の規定は、第1項の申請について準用する。
- 02 道路運送法施行規則 0140

(事業の休止及び廃止の届出等)

第25条 法第38条第1項の規定により、【一般旅客自動車】運送事業（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業を除く。）の【休止又は廃止】の【届出】をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の休止（廃止）届出書を提出するものとする。

- 一 【氏名】又は【名称】及び【住所】並びに法人にあつては、その【代表者の氏名】
- 二 【事業の種別】
- 三 【休止】又は【廃止】の日
- 四 休止の【届出】の場合にあつては、休止の【予定期間】
- 五 【休止】又は【廃止】する【理由】

2 第15条の4から第15条の11までの規定は、法第38条第2項の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の休止又は廃止の【届出】について準用する。この場合において、第15条の5第1項中「事業計画変更事前届出書」とあるのは「事業の休止（廃止）届出書」と、第15条の11中「事業計画変更繰上届出書」とあるのは「事業の休止（廃止）繰上届出書」と読み替えるものとする。

02 道路運送法施行規則 0150

## 第5章 雑則

(届出)

第66条 一般旅客自動車運送事業者（第3号に掲げる場合にあつては、相続人）、特定旅客自動車運送事業者、適正化機関、自家用有償旅客運送者及び道路運送に関する団体は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業者が運輸を開始した場合当該事業の許可をした行政庁

二 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受又は一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併若しくは分割が終了した場合当該事項の認可をした行政庁

三 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合（第 24 条の規定により、申請書を提出した場合を除く。） 当該事業の許可をした行政庁

四 休止している一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を再開した場合当該一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の休止の届出を受理した行政庁

五 法第 16 条第 2 項、法第 27 条第 4 項（法第 43 条第 5 項において準用する場合を含む。）、法第 30 条第 4 項、法第 31 条、法第 43 条第 7 項、法第 75 条第 3 項において準用する法第 55 条若しくは法第 70 条、法第 79 条の 9 第 2 項又は法第 84 条第 1 項に基づく命令を実施した場合当該命令を発した行政庁

六 第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる施設を変更した場合当該事業の許可をした行政庁

七 一般旅客自動車運送事業者又は特定旅客自動車運送事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合当該一般旅客自動車運送事業又は当該特定旅客自動車運送事業の許可をした行政庁

八 旅客自動車運送事業者たる法人の役員若しくは社員又は定款若しくは寄附行為に変更があった場合当該事業の許可をした行政庁

九 特定旅客自動車運送事業の運送需要者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合当該事業の許可をした行政庁

十 適正化機関が、第 34 条の 4 の規定により適正化事業指導員を選任した場合地方運輸局長

十一 適正化事業指導員が、転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなった場合地方運輸局長

十二 道路運送に関する団体が解散し、又は第 61 条第 1 項各号に掲げる事項に変更を生じた場合国土交通大臣

2 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第 8 号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があった場合に限る。）にあっては前年 7 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に係る変更について毎年 7 月 31 日までに、同項第 10 号及び第 11 号に掲げる場合（同項第 12 号に掲げる場合）にあっては届出事由の発生した日から 30 日以内に）行うものとする。

3 第 1 項の届出をしようとする者（同項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 10 号又は第 11 号に掲げる場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。この場合において、当該届出事項に関し、法人の設立、合併、分割又は解散があったときは、その登記事項証明書を添付するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該届出事項（相手方のあるときは、その者の氏名又は名称を明らかにすること。）

三 届出事由の発生した年月日

四 第1項第11号に掲げる場合にあつては、適正化事業指導員でなくなった理由

五 その他必要事項

02 道路運送法施行規則 0160